

(別記10)

指定管理者が行う業務に対する評価の基準

この基準は、指定管理者が行う業務に関して道営住宅等の管理に関する協定書（以下「協定書」という。）第20条による評価を行う際の必要な事項について定める。

第1 管理の目標

道営住宅の設置目的に沿った施設の効用を最大限に発揮させ、住民サービスの適正な水準を確保するため、指定管理者が達成すべき管理の目標は、要求水準書に示すとおりとする。

第2 評価項目等

目標の達成状況を確認するため、要求水準書に基づき、評価項目や評価方法を別紙1（年間用）及び別紙2（四半期用）の評価表のとおり定める。

第3 評価方法等

- ① あらかじめ指定した（総合）振興局建設指導課職員が、指定管理者立会いの下、事業報告書若しくは四半期業務報告書並びに関係書類を確認するとともに、必要に応じ現地調査を実施する。
- ② 評価は評価表に示す項目ごとに行う。
達成している…1点、未達成である…0点
※ ただし、「IV 指定管理者の対応に関する事項」については、配点を2点とし3段階評価とする。
全て達成している…2点、概ね達成している…1点、未達成である…0点
- ③ ②で評価した評価点合計と評価配点合計により達成度を判定する。

$$\text{達成度} = \frac{\text{評価点合計}}{\text{評価配点合計}} \times 100$$

※ ただし、該当のない評価項目は、評価配点から除外。

達成度区分	評価内容
A 100%	目標が全て達成されており、大変評価できる。
B 95%以上、100%未満	目標がほぼ達成されており、概ね評価できる。
C 90%以上、95%未満	目標が概ね達成されているが、更なる向上が必要である。
D 85%以上、90%未満	目標がやや達成されておらず、努力を要する。
E 85%未満	目標が達成されておらず、取組を見直す必要である。

第4 評価結果の通知

第3の評価結果については、協定書（案）第20条5項に基づき、指定管理者に通知する。